

倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画
(母子家庭及び父子家庭並びに寡婦
自立促進計画)

令和2年3月
倉吉市

目次

1 計画策定の趣旨 ……3P

2 ひとり親家庭等の状況 ……5P

3 ひとり親家庭等の課題 ……13P

4 計画推進のために取り組む施策 ……14P

5 資料編

はじめに

倉吉市では、平成 16 年度に次世代育成支援対策推進法に基づく倉吉市次世代育成支援行動計画と一体的な計画として、「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画」（母子家庭及び寡婦自立促進計画）を策定し、平成 17 年度から平成 21 年度までの前期計画、平成 22 年度から平成 26 年度の後期計画を策定しました。そして、平成 27 年度から平成 31 年度までは、倉吉市子ども・子育て支援事業計画と一体的に計画を策定し、ひとり親家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、施策を展開してきました。

今回、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年計画を策定することとしましたが、これまでの計画を継承し、ひとり親家庭等の就労と経済的な自立の促進をより一層図っていくと共に、個々の家庭の安定と児童の健やかな成長に向けて、きめ細やかな支援に取り組めます。

1 計画策定の趣旨

（1）計画の位置づけ

この計画は、平成 26 年 4 月に改正された母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に定める自立促進計画であり、同法第 11 条の規定に基づく「国の基本方針」を踏まえ、本市の実情を反映させたものです。

このたび、平成 16 年度から 15 年間継承してきた「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画」（母子家庭及び寡婦自立促進計画）を基に、母子関係施設や母子寡婦福祉団体が構成された検討委員会を開催し、国政や情勢の変化等に対応し、必要に応じた見直しを行い、これから 5 年間の計画を策定しました。

（2）計画策定の目的

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、自らの力を発揮し生活の安定と向上を図り、自立した生活を営めるような支援体制を確立するとともに、一人親家庭の児童の健やかな育成が実現する社会を目指すため計画を策定します。

（3）計画期間

この計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

（4）計画の対象

この計画の対象は、母子家庭、父子家庭、寡婦とします。

(5) 計画における用語の定義

母子家庭・・・配偶者のない女子であって現に児童を扶養している者とその児童からなる家庭で同居の親族がいる場合を含む。

父子家庭・・・配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者とその児童からなる家庭で同居の親族がいる場合を含む。

寡婦・・・配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法第 877 条の規定により児童を扶養していたことのある者。

児童・・・20 歳に満たない者。(母子及び父子並びに寡婦福祉法)

ひとり親家庭・・・母子家庭及び父子家庭

ひとり親家庭等・・・・・・・・・・母子家庭、父子家庭、寡婦

ひとり親・・・母子家庭の母及び父子家庭の父

ひとり親等・・・・・・・・母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦

■ 引用している調査

・「平成 30 年度 鳥取県ひとり親家庭等実態調査」＜鳥取県実施＞
(以下、「鳥取県調査」)

対象

母子世帯・・・・・・・・父のいない児童がその母によって養育されている世帯のうち、
児童扶養手当受給資格者世帯 (全数)

父子世帯・・・・・・・・母のいない児童がその父によって養育されている世帯のうち、
児童扶養手当受給資格者世帯 (全数)

寡婦・・・・・・・・配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法第
877 条の規程により児童を扶養していたことのある者のうち、一
般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会員である者 (全数)

■ 鳥取県調査 対象者数 6,317 人、回収数 1,112、回答率 17.6%

※うち倉吉市対象者数 687 人 (母子父子 599 人 寡婦 88 人)、回収数 153、
回答率 25.5%

■ 特に注記のない統計数字及びグラフは倉吉市の調査による。

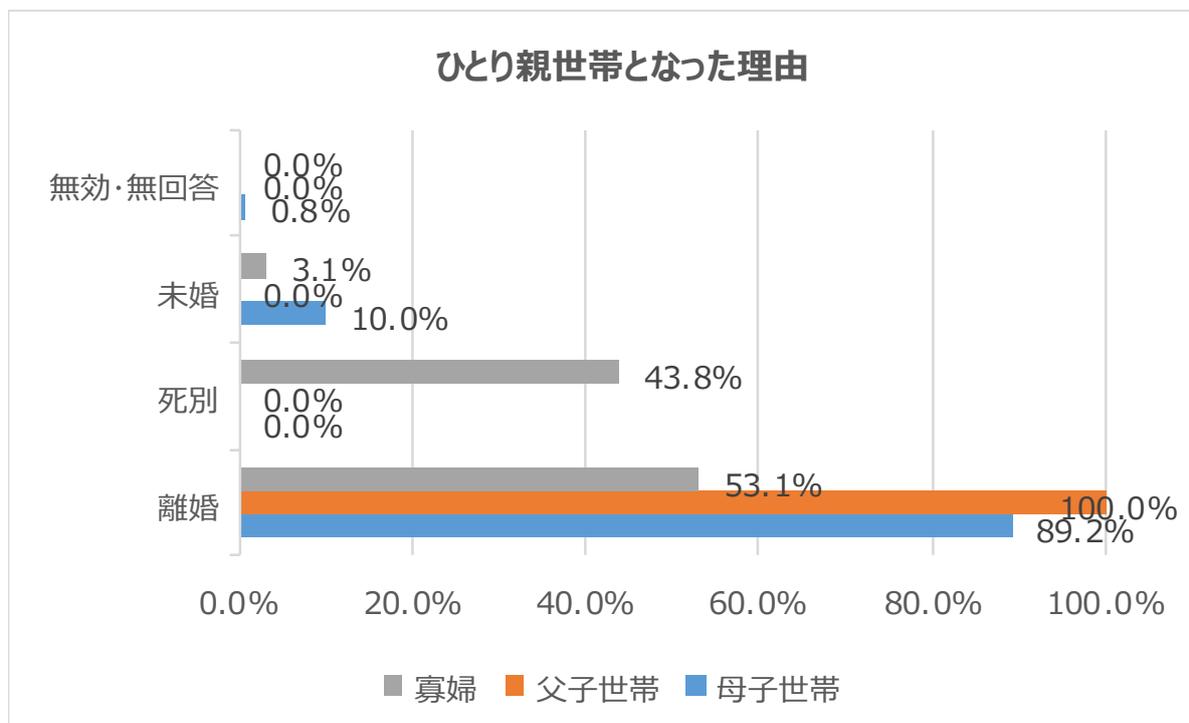
■ 本市データは資料編に掲載

2 ひとり親家庭等の状況

(1) ひとり親世帯となった理由

ひとり親世帯となった理由は、母子世帯では89.2%が離婚、次いで未婚の母が10.0%となっており、父子世帯では、100.0%が離婚、寡婦では、53.1%が離婚、43.8%が死別となっています。

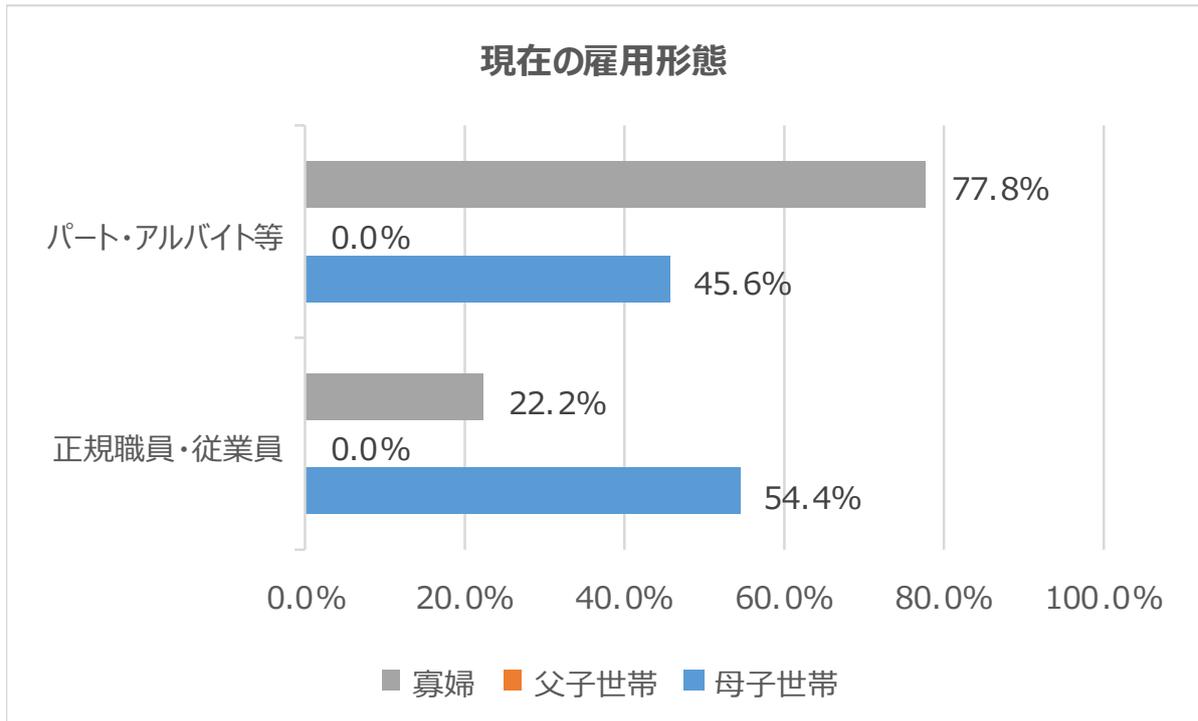
(出典) 鳥取県調査



(2) 現在の雇用形態

雇用形態について、母子世帯では「正規の職員・従業員」が54.4%、「臨時・パート」が45.6%となっています。調査協力いただいた母子世帯の全てが就労しています。

(出典) 鳥取県調査



(3)ひとり親世帯の年間総収入と親の年間就労収入

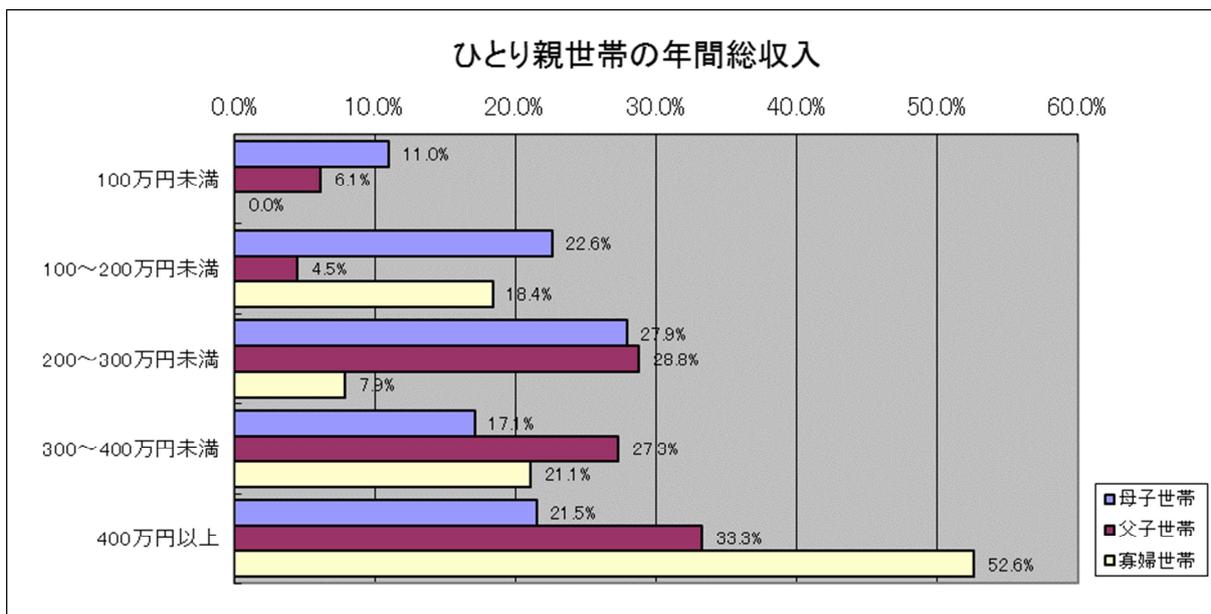
ひとり親世帯の平均年間総収入は、母子世帯では312万4千円。寡婦では457万8千円でした。

母子世帯の母の平均年間就労収入は、200万1千円で、寡婦世帯は178万5千円でした。

(4)鳥取県内のひとり親世帯の年間総収入

ひとり親世帯の年間総収入は、母子世帯、父子世帯とも「200～300万円未満」が最も多く、それぞれ27.9%、28.8%を占めています。

(出典) 鳥取県調査



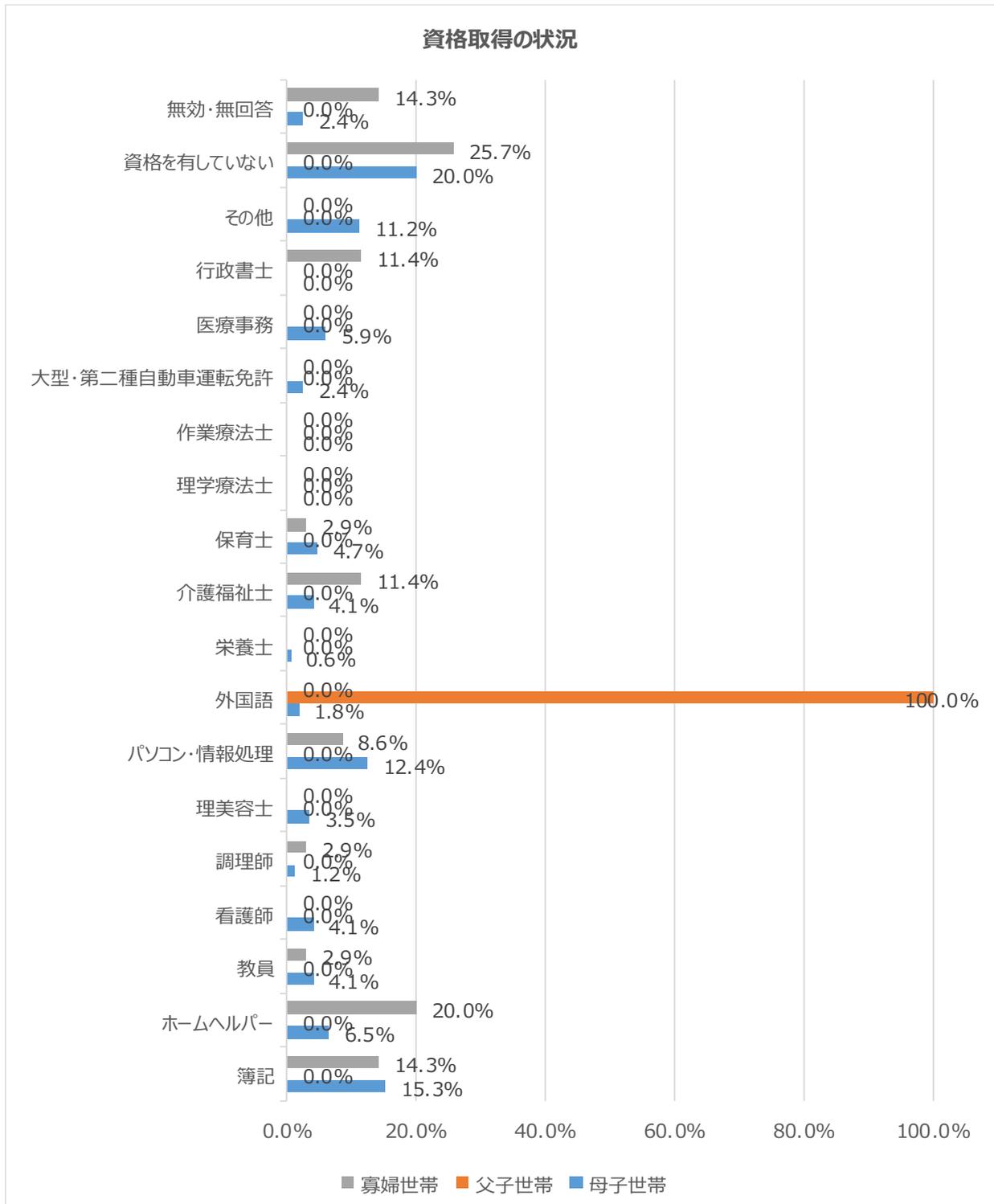
※総数から無回答・無効回答を除いて算出しています。

(5) 現在持っている資格

資格を持っている人の中で、母子世帯の母が最も多く持っているのは「簿記」となっており、次いでパソコン・情報処理となっています。しかしながら、資格を有していない母が20%と割合としては最も多い状況です。

また、就労の為に望む支援として、母子世帯の多くが「訓練受講などへの経済的支援」や「延長、休日保育、病児・病後保育の充実」、「求職活動の支援策の情報取得」、「放課後児童クラブの充実」などをあげています。

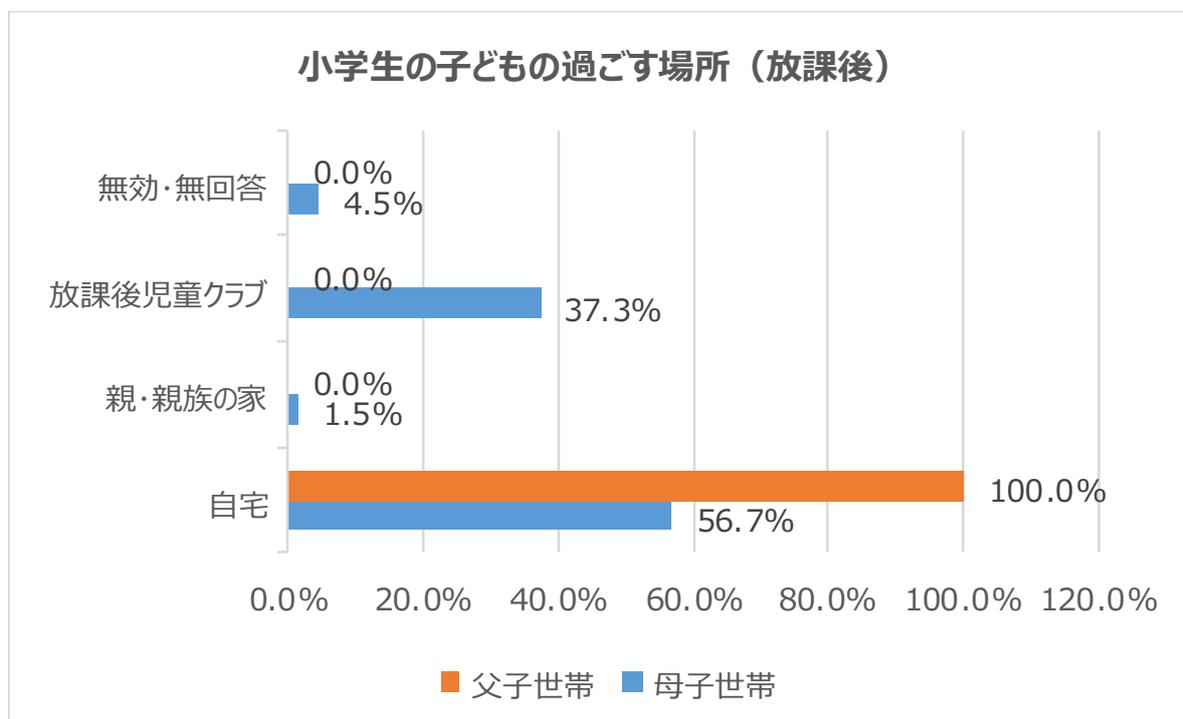
(出典) 鳥取県調査



(6) 就学未満児の保育と小学生子どもの過ごす場所（放課後）

ひとり親家庭の小学生のほとんどが自宅及び放課後児童クラブで過ごしています。

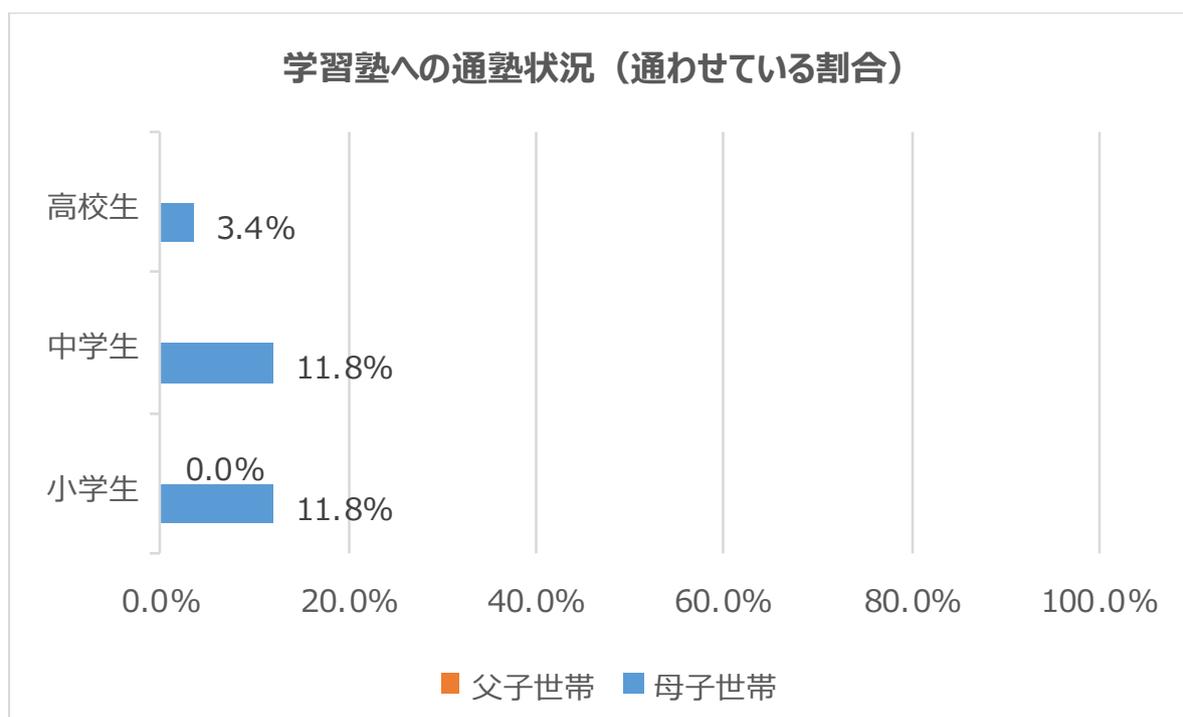
(出典) 鳥取県調査



(7) 学習塾への通塾状況

ひとり親家庭のうち小学生 11.8%、中学生 11.8%、高校生 3.4%が学習塾へ通っています。

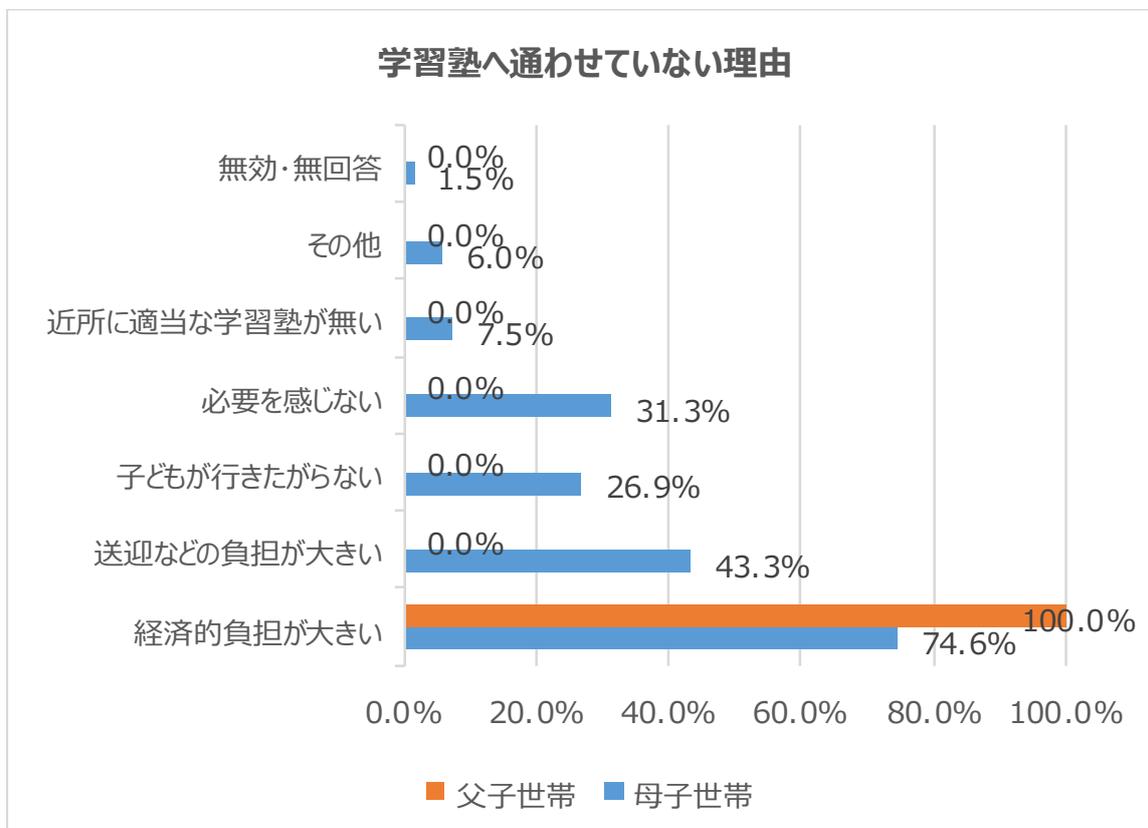
(出典) 鳥取県調査



(8) 学習塾へ通わせていない理由

通わせていない理由のほとんどが経済的な理由 74.6%であり、送迎の負担 43.3%も大きな要因になっています。

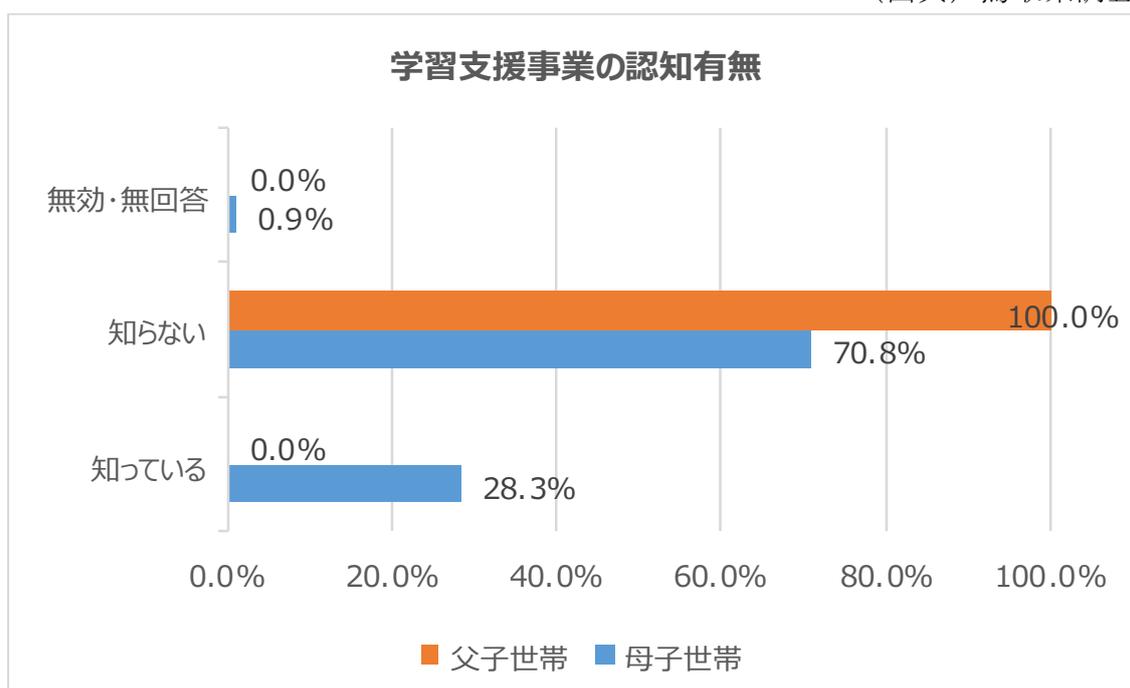
(出典) 鳥取県調査



(9) 学習支援事業の認知状況

母子世帯の 70.8%が学習支援事業について認知がありませんでした。

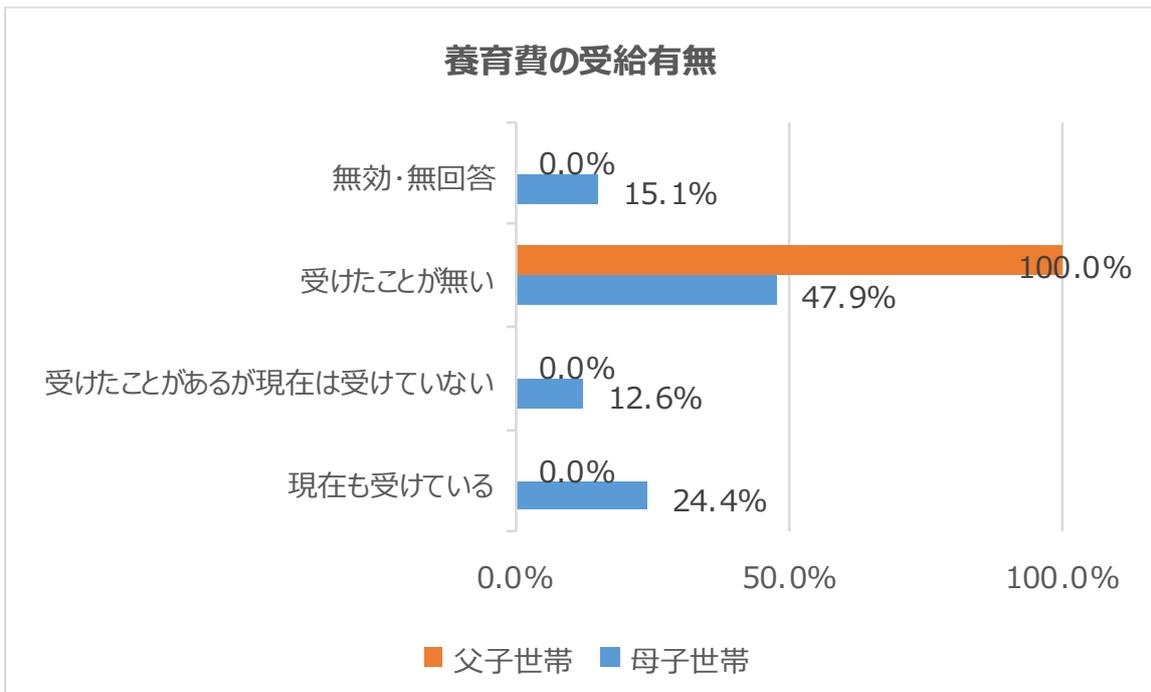
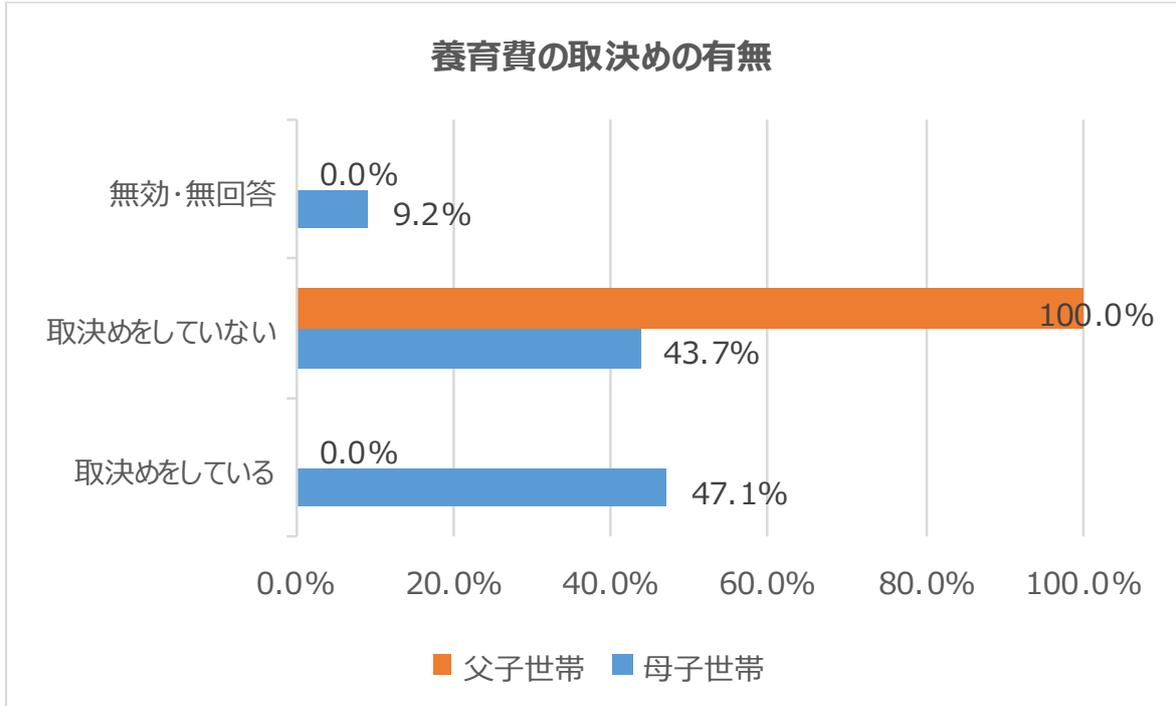
(出典) 鳥取県調査



(10) 離婚したひとり親世帯における養育費の状況

離婚が理由でひとり親となった世帯において、離婚にあたり養育費の取り決めを行っている世帯は、母子世帯で47.1%となっています。取り決め自体をしていない世帯も43.7%ありました。実際に養育費の受けとりができていない世帯は、母子世帯では24.4%となっています。

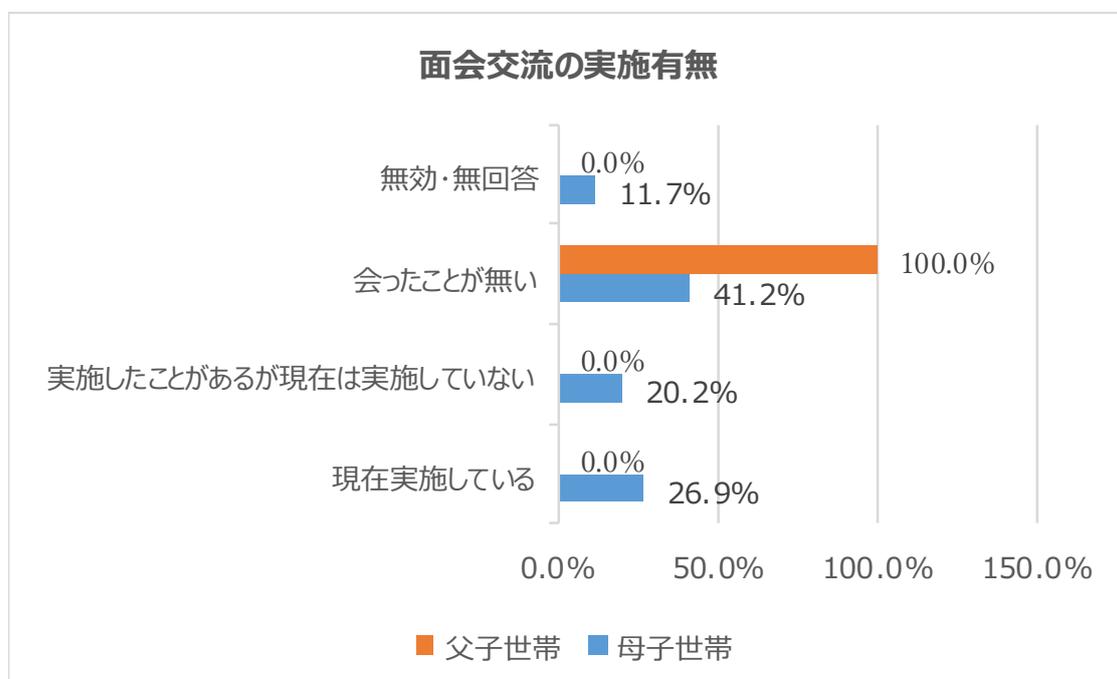
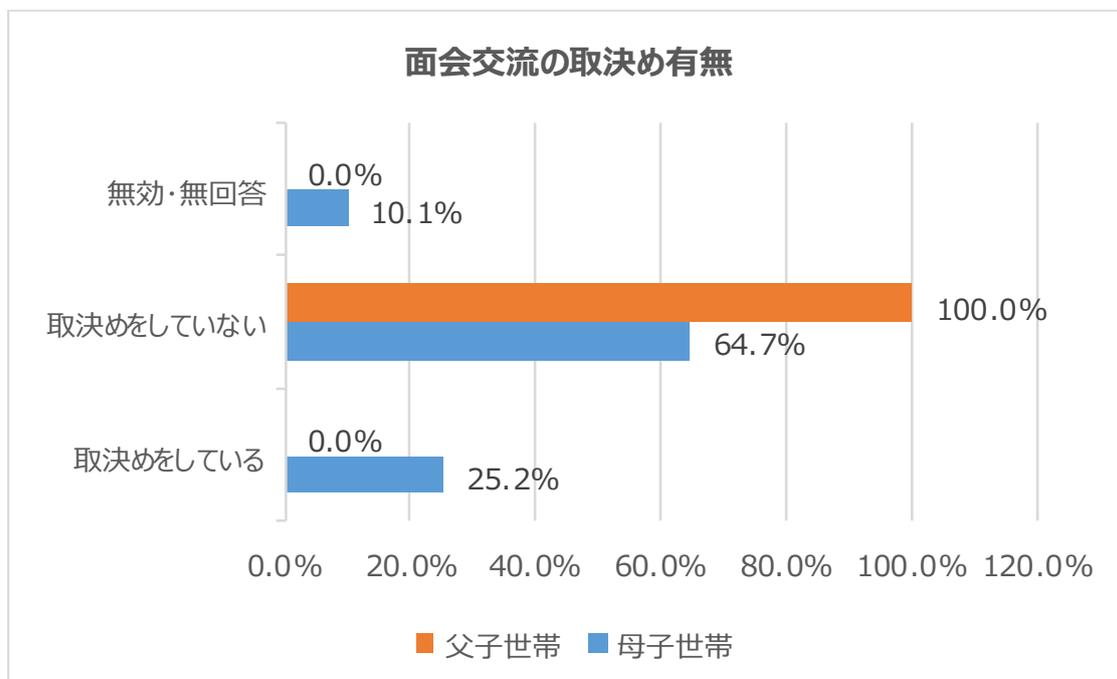
(出典) 鳥取県調査



(11) 面会交流の取り決め状況と実施状況

離婚が理由でひとり親となった世帯において、面会交流の取り決めを行っている世帯は、母子世帯で25.2%となっており、取り決めを行っていない世帯が半数以上の64.7%でした。また、取り決めの有無にかかわらず面会交流を継続している母子世帯は26.9%で、会ったことがない世帯が41.2%でした。

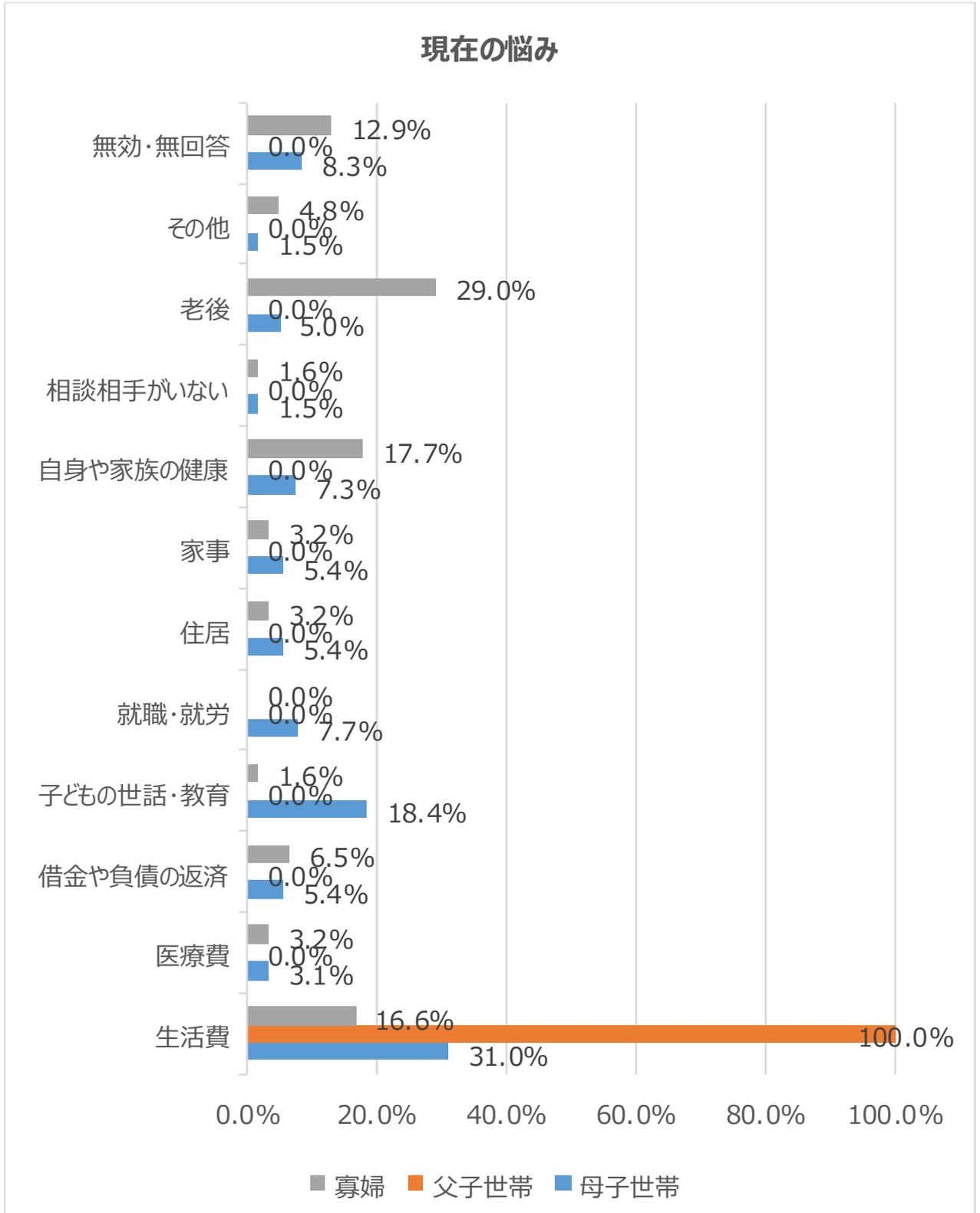
(出典) 鳥取県調査



(12) 現在、困っていること

いずれの世帯においても、「生活費」が一番多く、母子世帯では31.0%となっており、次いで子どもの世話・教育18.4%となっています。寡婦では、「老後」や「自身や家族の健康」の割合が多くを占めています。

(出典) 鳥取県調査



(13) 倉吉市における児童扶養手当受給資格者数の推移

倉吉市における児童扶養手当受給資格者は、平成 26 年度までは、ほぼ横ばいの人
数でしたが、平成 27 年度から減少傾向にあります。これは、本市の離婚者数が減少
傾向であることから影響していると思われます。

単位:人

年 度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
人 数	707	687	662	635	614

※受給資格者数は 12 月末現在の数値

(14) 倉吉市におけるひとり親家庭等からの相談状況の推移

相談に訪れる人は、年間約 140 人程度となっています。相談内容は、経済的支援
に関するものが最も多く、次いで、児童の養育、家庭内の問題、母子生活支援施設
関連、就労の順となっています。特に就労や住まいの問題等、インターネット活用
した情報収集により解決策を探される傾向があり、相談件数は横ばいとなっていま
す。

単位:人、件

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
実 人 員	173	144	142	125	135
相談延件数	388	331	311	362	411

※母子・父子自立支援員が対応した相談件数。相談延件数は、1 人の相談者が
複数の種類の相談をした場合は、それぞれでカウント

3 ひとり親家庭等の課題

鳥取県ひとり親家庭等実態調査の結果を中心に、倉吉市のひとり親家庭等の状況を
考察したが、課題として次のようなことがあげられます。

- ひとり親世帯の年間就労収入は、母子世帯では、平均約 200 万円で、現在困って
いることは、「生活費」の割合が高くなっています。経済的な不安が多くの方に見
られることから、ひとり親家庭への経済的自立と安定に向けた支援が必要です。
- ひとり親家庭等の自立のためには、就業機会の確保が極めて重要であり、就業に
必要な知識や資格取得の支援を含め、個々の事情に応じたきめ細やかな支援体制
が必要となっています。
- 子どもの世話をする人がいない時などに利用できる各種サービスの充実が、就業に向
けた取り組みとして求められており、子育てしやすい社会づくりの推進が必要です。
- 離婚等により、ひとり親家庭となった子どもへ支払われるべき養育費については、
約半数以上の世帯で取り決めがありません。取り決めがない要因として、養育費
の負担は子どもに対する親としての義務であるという認識の欠如と、実際の履行
の可能性や手続きの煩雑さからの躊躇が考えられ、啓発の実施と手続きへの支援
が必要です。
- 母子・父子自立支援員のもとに、年間 140 人近い相談者があり、それぞれに応じ
た支援を行っていますが、相談窓口がどこなのか市民の方に伝わっていない面も
あることから、制度等も含め様々な媒体を使ったさらなる周知が必要です。
- ひとり親家庭における課題の一つとして貧困の連鎖があります。子どもたちが将
来に希望と見通しを持ち、自立に向かって選択肢を広げ、安定した生活を築いて

いくことができるような支援が必要です。

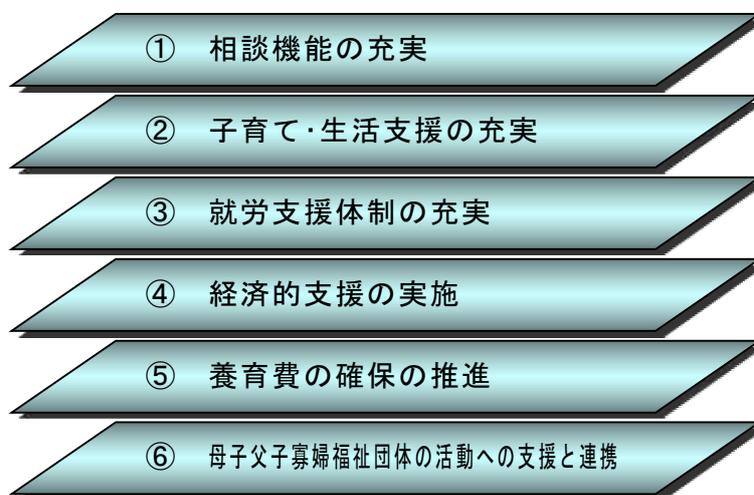
4 計画推進のために取り組む施策

ひとり親家庭等の誰もが安心して生活でき、子どもの健やかな成長を支援するには、それぞれの世帯に応じたきめ細かい支援の展開が必要であり、行政や関係機関等の支援はもちろん、職場や地域住民等地域のさらなる協力が必要となります。

このような視点で、本市での取り組みを実施します。

(1) 施策の体系

この計画において「ひとり親家庭への支援」として、下記の具体的施策を進めていきます。



(2) 具体的施策の内容

① 相談機能の充実

ひとり親家庭等の抱えている子育て・生活・就労等の問題についての身近な相談窓口として、母子・父子自立支援員等による相談体制や情報提供体制を充実していきます。また、より専門性の高い相談には、適切な相談窓口への案内役となり、個々のニーズに応じた対応に努めます。さらに、母子生活支援施設や母子寡婦福祉団体等地域の関係機関と連携し、相談支援のネットワーク化を図ります。

	事業名	内 容	母	父	寡	所管課
1	母子・父子自立支援員等による相談	母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭等の抱える様々な悩みや不安を取り除くよう相談を受けている。また、各種制度の説明や情報提供等を行い、ひとり親家庭等の自立を支援する。	○	○	○	子ども家庭課

2	相談窓口及び各種制度の広報	相談窓口や各種制度の紹介は、市報やホームページ、パンフレット等を通じた情報提供を充実し、ひとり親家庭等の方が、必要としている情報を入手するうえでの利便性の向上を図る。	○	○	○	子ども家庭課
3	関係機関・施設等との連携	ひとり親家庭等の自立に向けて、母子生活支援施設や母子父子寡婦福祉団体等地域の関係機関と連携し、それぞれの家庭に応じたきめ細かい支援を行う。	○	○	○	〃

② 子育て・生活支援の充実

ひとり親等が、安心して子育てと仕事ができるよう、子育ての相談や情報提供、多様な保育ニーズに対応する各種子育て支援事業の充実を図ります。

さらに、ひとり親家庭等の生活の自立に向けた生活の場の確保、地域における相互扶助による子育てや生活面での支援を推進します。

	事業名	内 容	母	父	寡	所管課
4	各種保育事業の実施	通常保育のほか、利用者のニーズに沿った保育を実施し、子どもの成長や子育て家庭への支援を行う。	○	○	—	子ども家庭課
5	子育て支援短期利用事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが困難になった場合により、緊急一時的に児童や母子を児童養護施設等において養育保護する。	○	○	—	〃
6	ファミリーサポートセンター事業	子どもの預かり等の援助を行いたい会員と、援助を受けたい会員との連絡調整を行い、地域の相互援助活動を実施する。	○	○	—	〃
7	母子生活支援施設への入所	保護及び自立促進に向けた生活を支援する必要がある、配偶者のいない女子とその児童について、母子生活支援施設の入所を措置し支援を行う。	○	—	—	〃
8	公営住宅の優先入居	収入が少なく生活が困窮している母子家庭・父子家庭の、公営住宅の優先的な入居を配慮する。	○	○	—	建築住宅課
9	鳥取県あんしん賃貸支援事業	賃貸住宅を経営する貸主・不動産事業者と鳥取県・市町村・福祉関係者等が連携して、子育て世帯等の「住宅の確保に配慮を要する方」の住まいの確保と安定を支援する。	○	○	—	子ども家庭課 建築住宅課
10	母子家庭等日常生活支援事業	技能習得のための通学・就職活動・疾病・出産・冠婚葬祭などにより、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭に支援員を派遣する。(鳥取県が鳥取県母子寡婦福祉連合会に委託し実施)	○	○	○	子ども家庭課
11	学習支援事業	子どもが将来的に自立できる選択肢を広げるため、学習機会を確保し、学力と意欲の向上を支援する。	○	○	—	福祉課 学校教育課
12	子どもの居場所づくり	ひとり親家庭の子どもの社会性や規則正しい生活習慣の取得、世帯の孤立防止等を推進するため、子ども食堂等の地域の中の子どもの居場所づくりを支援する。	○	○	—	子ども家庭課

③ 就労支援体制の充実

ひとり親家庭等が、十分な収入を得られ安定した生活を営むことができるよう、就労相談と職業能力育成のための支援を図ります。

	事業名	内 容	母	父	寡	所管課
13	求人情報の提供	母子・父子自立支援員が、ハローワーク等の求人情報を提供する。	○	○	○	子ども家庭課
14	自立支援教育訓練給付費の支給	指定された教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の20%相当額を支給する。(限度額あり)	○	○	—	〃
15	高等技能訓練促進費の支給	看護師・介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格の取得を支援するために、養成機関で2年以上修業する場合において高等技能訓練促進費を支給する。	○	○	—	〃
16	パソコン講座等(就業支援講習会)	就労に有利な知識・技能を習得するための講習会を開催する。(鳥取県が鳥取県母子寡婦福祉連合会に委託し実施)	○	—	○	〃

④ 経済的支援の実施

ひとり親家庭等の経済的な自立には、就労し十分な収入を得ることが必要ですが、就労だけでは十分でない場合もあります。子どもの就学等も含め、児童扶養手当制度、特別医療制度等各種支援制度に関する情報提供を行うとともに、各種利用料の減免等経済的な支援を引き続き実施します。

	事業名	内 容	母	父	寡	所管課
17	各種利用料の減免等	家庭の経済的な状況に応じて、保育料の減免・放課後児童クラブ利用料及び小学校・中学校における就学援助等の充実を図る。	○	○	—	教育総務課 子ども家庭課
18	各種貸付制度の情報提供及び利用への援助	母子父子寡婦福祉資金の貸付の相談を受け、必要な支援や情報提供を行う。また、その他各種貸付制度についても情報提供を行う。	○	○	○	子ども家庭課
19	児童扶養手当の支給	18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭に対し、手当を支給する。(所得制限等あり) また、平成26年12月からは、公的年金との併給制限が緩和された。	○	○	—	〃
20	小中学校入学支度金の支給	ひとり親等が養育している児童(所得税非課税世帯)が、小学校・中学校に入学する場合に、その養育者に対して支度金を支給する。	○	○	—	〃
21	災害遺児手当の支給	災害・事故等により、養育者が死亡あるいは障がいの状態にある義務教育修了前の遺児に手当を支給する。	○	○	—	〃
22	特別医療費の助成	経済的な負担を軽減するため、18歳までの児童を養育している母または父とその児童(所得税非課税世帯)を対象に、医療費を助成する。	○	○	—	保険年金課

⑤ 養育費の確保及び面会交流の推進

平成23年の民法の一部改正により、協議離婚の際の夫婦間の取り決め事項として「面会交流」及び「養育費の分担」があること、そしてその執行には子の利益を最優先とすることが明記されました。また、母子父子寡婦福祉法においても、扶養義務の履行が規定され、養育費の支払いの責務等が明記されています。

離れて暮らす親と子どもが会うことや定期的な交流を保つことは、子どもの生活や精神面の安定や、健やかな成長にとって有意義であるとされています。

ひとり親家庭の生活の安定と子どもの養育環境を整えるため、養育費や面会交流に関する取り決めを推進し、養育費の受け取りや、面会交流の実施に向けた支援等の相談対応を行います。

	事業名	内 容	母	父	寡	所管課
23	相談・情報提供の実施	養育費の確保、面会交流についての相談・助言等を行うとともに、養育費相談支援センターや、法テラス・倉吉市社会福祉協議会・鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」等の法律相談を紹介する。	○	○	—	子ども家庭課

⑥ 母子父子寡婦福祉団体の活動への支援と連携

ひとり親家庭等の自立には、身近な地域での支援が必要なことから、地域の母子父子寡婦福祉団体等の活動を支援するとともに、さらなる連携の強化を図ります。

	事業名	内 容	母	父	寡	所管課
24	母子父子寡婦福祉団体の事業及び活動への支援	母子・父子自立支援員による母子父子寡婦福祉団体の紹介、母子父子寡婦福祉団体に対し、運営費補助金を交付する。	○	○	○	子ども家庭課
25	鳥取県ひとり親家庭福祉推進員設置事業	各地区の推進員が、同じひとり親等の立場で相談に当たり、必要に応じて母子・父子自立支援員等の関係機関との橋渡しを行う。 (鳥取県の補助事業として、鳥取県母子寡婦福祉連合会が実施)	○	○	○	〃